

第2次

千葉市地域日本語教育推進計画

令和8（2026）年度 ～ 令和12（2030）年度

令和8（2026）年3月



目次

第1章 千葉市地域日本語教育推進計画の改定にあたって

- 1 策定の趣旨…………… 1
- 2 対象期間…………… 1
- 3 千葉市外国人との共生社会実現に向けたアクションプランでの位置付け………… 1

第2章 現状分析

- 1 千葉市の外国人住民数データ…………… 3
- 2 地域日本語教育に関わる主な主体について…………… 8
- 3 日本語学習に関する意識（外国人市民アンケート）…………… 11

第3章 第1次計画の振り返り

- 1 計画の概要…………… 12
- 2 成果と課題…………… 13
- 3 実績…………… 15

第4章 課題と重点項目

- 1 主な課題…………… 17
- 2 計画改定の重点項目…………… 18

第5章 推進計画

- 1 目指すべき姿と方向性…………… 19
- 2 施策の体系図…………… 20
- 3 推進計画…………… 21
- 4 推進体制…………… 29

付録…………… 31

資料編（別紙）

【「外国人」の表記について】

外国人 ……現在の国籍が外国籍であるだけでなく、日本国籍であっても、両親のいずれかが外国人である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがあり、多様な文化的背景を持つ人々を、本計画においては、「外国人」に統一しています。

外国人住民…千葉市に住民登録をしている外国籍の人（主に住民数のデータで使用）

第1章 千葉市地域日本語教育推進計画の改定にあたって

1 策定の趣旨

外国人が地域の担い手として参画し、多様な国籍や文化を持つ市民が相互に理解を深め、尊重し合いながら暮らしていくためには、外国人が日本語によるコミュニケーション能力を身につけ、地域社会に馴染むための環境整備が重要です。

そのため、本市では、令和3（2021）年3月に、「千葉市地域日本語教育推進計画（以下、「本計画」という）」を策定し、地域における日本語教育の方向性や具体的な取組みを定め、各種施策を実施してきました。

その後、令和7（2025）年3月末には本市の外国人住民数は40,272人、全人口984,357人のうち、4.1%に達しています。加えて、国においても、特定技能制度の拡充や、新たな在留資格である「育成就労」の創設などにより、外国人就労者やその家族（配偶者や子ども）の受け入れが見込まれ、今後も外国人のさらなる増加が予想されます。

こうした社会情勢の変化の中、多様な背景を持つ人が互いに尊重し合い、それぞれの能力を最大限に発揮するための日本語による円滑なコミュニケーションの実現を目的として本計画を改定します。

2 対象期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで（5年間）

3 本計画の千葉市外国人との共生社会実現に向けたアクションプランでの位置付け

本計画同様に、「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針 千葉市多文化共生推進アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という）についても、令和7（2025）年度に改定し、新たに「千葉市外国人との共生社会実現に向けたアクションプラン」を策定しました。

アクションプランにおいては、「日本語習得とコミュニケーションの促進」を、【方向性Ⅰ】「全ての市民が、誰一人取り残されることなく、安全・安心に暮らせる社会の実現」内に位置付けています。

【参考 国の動向】

日本語教育の推進については、令和元（2019）年6月28日に、「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行されています。政府はこの法律に基づき「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和7年9月5日閣議決定）」を定め、日本語教育推進の基本的な方向や具体的施策例などの内容等を定めています。

また、令和4（2022）年に文化審議会国語分科会より、国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針を取りまとめた「地域における日本語教育の在り方（報告）」が公表され、地域における日本語教育の在り方が示されました。

【地域における日本語教育の在り方について（報告）のポイント】^{※1}

（今後期待される方向性）

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活C a n d o」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象
学習時間⇒350－520時間程度を想定
- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基本段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

※地域における日本語教育において目指すべき日本語レベルは、自立した言語使用者であるB1とされています。

^{※1} 「地域における日本語教育の在り方について（報告）（文化審議会国語分科会 令和4年11月29日）」参照

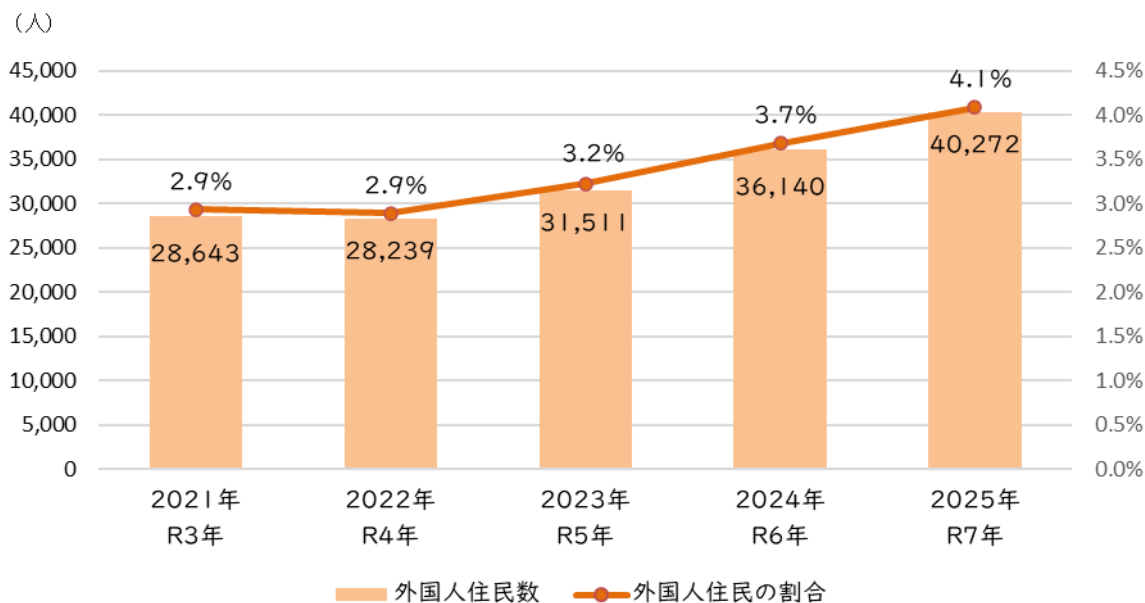
第2章 現状分析

1 千葉市の外国人住民数データ

(1) 人口推移

本市の外国人住民数は年々増加しており、新型コロナウイルス感染症の収束後は、増加が一段と加速しています。令和7（2025）年には、全人口に占める割合が4%を超え、今後も増加が見込まれます。【図1】

【図1】 外国人住民数と比率の推移



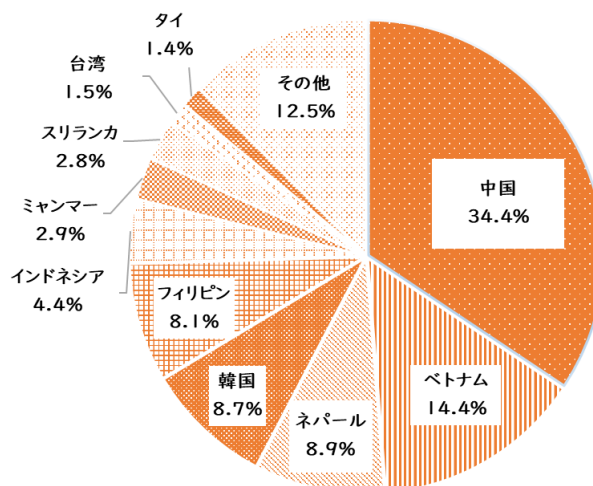
出典：千葉市住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 国・地域別

国・地域別の外国人住民数は、①中国（34.4%）、②ベトナム（14.4%）、③ネパール（8.9%）、④韓国（8.7%）、⑤フィリピン（8.1%）の順に多くなっています。【図2】

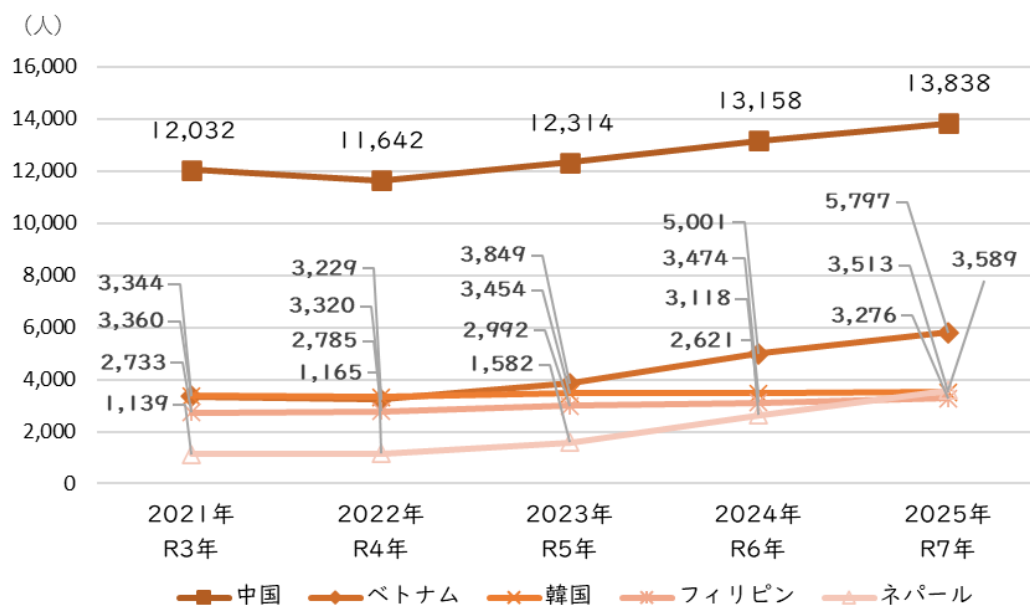
近年では、ベトナム、ネパールの増加が顕著です。【図3】

【図2】 国・地域別外国人住民数の割合



出典：千葉市住民基本台帳（令和7（2025）年3月31日現在）

【図3】 国・地域別外国人住民数の推移（上位5か国）



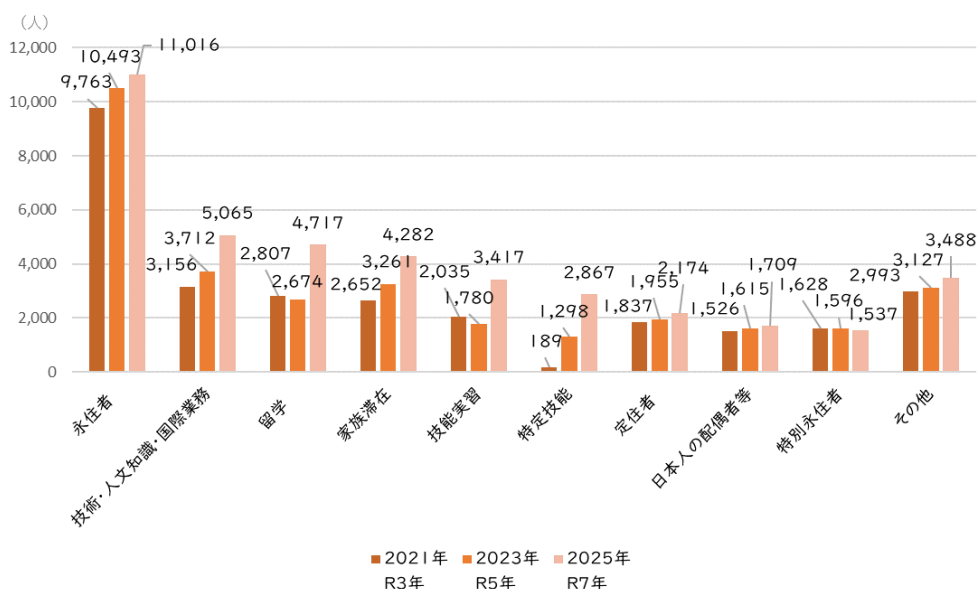
出典：千葉市住民基本台帳（各年3月31日現在）

（3）在留資格別

在留資格は、「永住者」が最も多いですが、推移で大きな変化はありません。一方で、平成31（2019）年4月から受け入れが可能となった「特定技能」に加え、「技能実習」「留学」「家族滞在」の増加が顕著です。【図4】

【図4】 在留資格別外国人住民数の推移

※左から令和7（2025）年の多い順に掲載



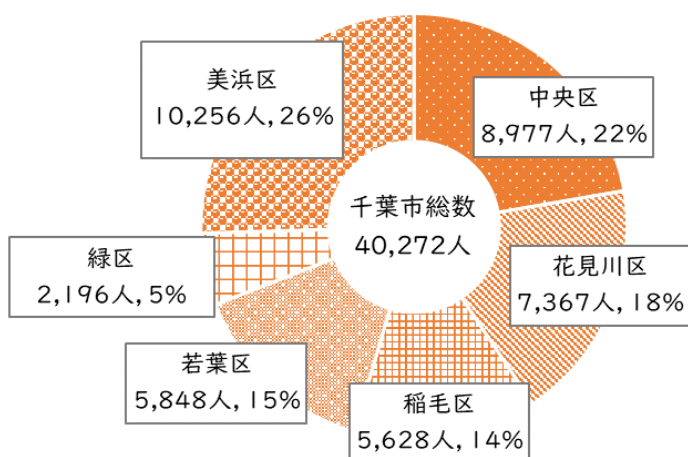
出典：千葉市住民基本台帳（各年3月31日現在）

(4) 区別

区別の割合では、美浜区が最も多く、10,000 人を超えています。区ごとの国・地域の割合では、美浜区の外国人住民のうち、半数以上が中国となっています。花見川区や緑区ではベトナムの割合が高く、若葉区ではフィリピンの割合が他の区と比較して高いです。その他の区は、概ね全市の割合と同様の傾向です。

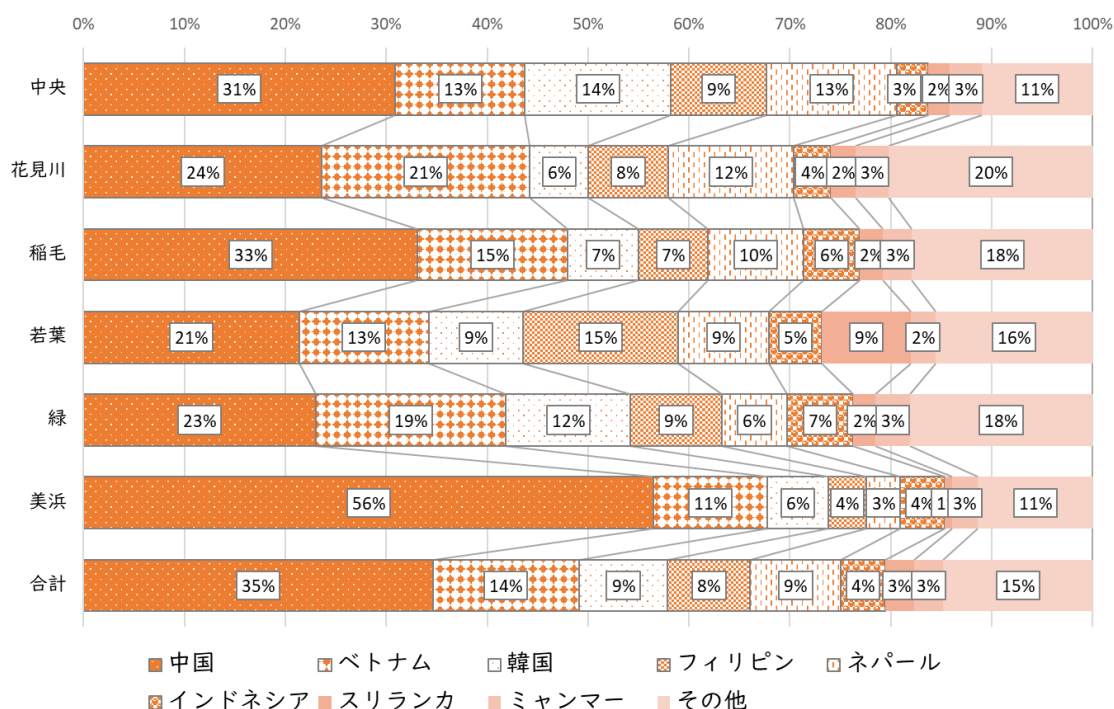
【図5】 【図6】

【図5】 区別外国人住民の割合



出典：千葉市住民基本台帳（令和7（2025）年3月31日現在）

【図6】 区別 国・地域別外国人住民数の割合



出典：千葉市住民基本台帳（令和7（2025）年3月31日現在）

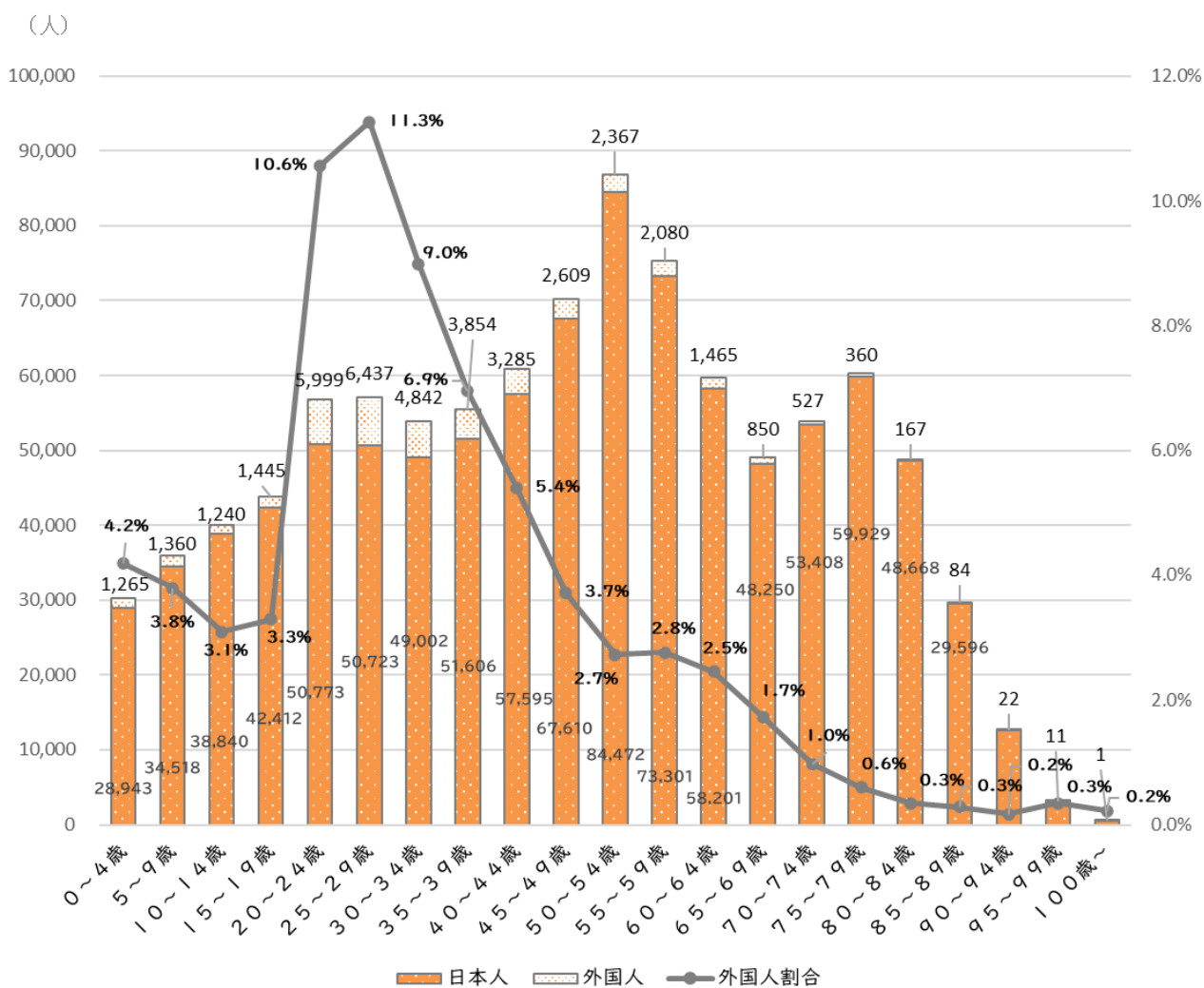
(5) 年齢別

年齢別に見ると、20代の人口に占める外国人住民の割合が最も高く、10%を超えています。

これらの要因は、「特定技能」、「技能実習」など、就労目的のビザで来日する若年層の増加や、大学・専門学校等へ通う留学生（「留学」）の増加が挙げられます。

【図7】

【図7】 年齢別「日本人+外国人人口」（年齢別外国人住民数と割合）



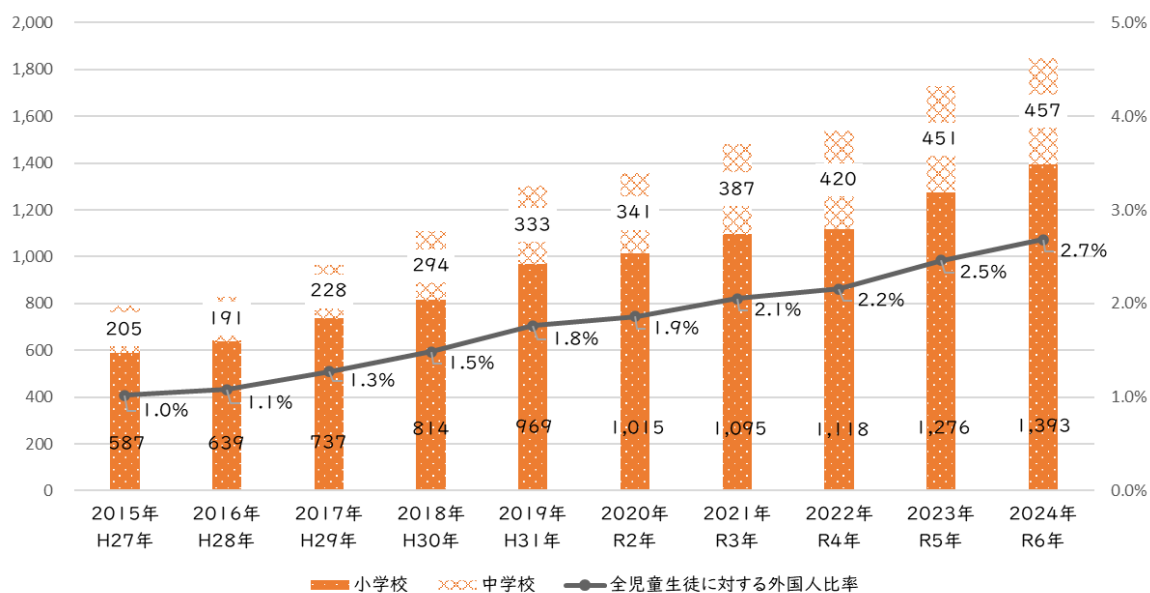
出典：千葉市住民基本台帳（令和7（2025）年3月31日現在）

(6) 外国人児童生徒数

外国人住民数の増加に伴い、外国人児童生徒数及びその割合も上昇しています。児童生徒数全体の人数が減っている一方、外国人児童生徒の数は増えており、全体に占める割合も高くなっています。【図8】

また、令和7（2025）年5月1日現在の本市の調査では、日本語指導が必要な児童生徒は684人でした【図9】。人数にばらつきはありますが、約8割を超える学校に、日本語指導の必要な児童生徒が在籍しています。令和5年度の数字ではありますが、日本全体の平均では在籍のない学校が6割だったのに対し、千葉市ではより市内の外国人の散在化の傾向が見られます。

【図8】 市内小中学校における外国人児童生徒数及び割合



出典：千葉市学校基本調査（各年3月末現在）

【図9】 日本語指導が必要な児童生徒数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
小学校	336	338	348	421	472	498
中学校	123	121	143	129	161	186
合計	459	459	491	550	633	684

出典：千葉市教育委員会（各年5月1日現在）

2 地域日本語教育に関わる主な主体について

本市では、本計画を基に、「生活者としての外国人」に対する日本語教育に関する様々な施策を実施してきました。また、市内の様々な団体においても、日本語教育に関する取組みが行われています。

(1) 公益財団法人千葉市国際交流協会（以下、「協会」という）

協会では、「生活者としての外国人」が、日本語でのコミュニケーションを通し、社会生活及び日常生活を円滑に営むことができるようになることを目的に、千葉市から地域日本語教育推進事業を受託し、各種施策に取り組んでいます。

【主な取組み】

日本語学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none">・初級クラス・グループクラス・1対1日本語活動・オンライン日本語交流クラス・オンデマンド日本語学習プログラム・地域日本語教室への支援
地域日本語教育を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・日本語交流つなぎで^{※2}講座・日本語交流員^{※3}フォローアップ研修・やさしい日本語、多文化理解研修の実施
千葉市と各主体とのつながり強化	<ul style="list-style-type: none">・日本語学校、専門学校との情報交換会・日本語教室との情報交換会・日本語サロン立ち上げ支援（花見川団地との連携）・多文化ウェルカム団体登録制度・企業支援

(2) 市教育委員会（市内小中学校）

○日本語指導担当教諭

日本語指導が必要な児童生徒数が多い市内小中学校には、日本語指導担当教員が常駐しています。現在（令和7（2025）年度）は、市内小中学校17校に27名の日本語指導担当教諭が配置されています。

○外国人児童生徒指導協力員

日本語指導が必要な児童生徒に対し、児童生徒の母語を通じて日本語学習や教科学習、面談等のサポートを行います。現在（令和7（2025）年度）は16名の外国人児童生徒指導協力員が各学校に派遣されています。

※2 協会が実施する「日本語交流つなぎで講座」の修了者。地域日本語教室や協会での日本語学習支援だけでなく、各種市民団体や施設窓口において、外国人との接点となる仲介者。

※3 協会にボランティア登録をし、主に協会が主体となる日本語クラス等で活動する者。

○千葉市日本語通級指導教室

日本語指導を必要とする生徒（市立中学校に在籍する生徒）に対して、日本語で授業に無理なく、参加できる力を養うことを目的に、真砂、真砂教室サテライト、千城台東の3校が開設されています。

○ボランティア団体による日本語学習

千葉市内小中学校に出向き、学習者の在籍校内の教室で個別に取り出し、学校管理下で日本人による直接法での日本語指導を週1日1～2時間を基本とし、年間を通して行っています。少数言語を母語とする児童生徒や、学校内での日本語教育が十分でない児童生徒を対象としています。

（3）地域日本語教室

地域日本語教室とは、市民等の個人や団体が有償又は無償で日本語学習支援等を実施している自主運営の教室であり、日本語学習のほか、地域の人々が気軽に交流できるサロンとしての役割も持っています。令和7（2025）年4月現在、本市で活動する日本語教室は26教室となっています。



区別地域日本語教室数（令和7（2025）年度）

【実態調査】^{※4}

地域日本語教室向けに実施した実態調査では、「教室運営で困っていること」について、多くの教室が「学習者が増加して対応しきれない（58.8%）」、「学習支援者が確保できない（64.7%）」と回答しており、学習支援者についても「60歳以上（39.8%）」が多くを占めていることから（資料編P.6：(1) ⑬、P.7：(7) ⑰⑱参照）、今後も増加が予想される学習者を受け入れる体制づくりへの支援が必要であることがわかりました。

^{※4} 本計画の改定に向けて、令和7（2025）年5～6月に地域日本語教室、日本語学校、企業等、監理団体・登録支援機関、日本語教師養成機関に対し実態調査を行いました。

(4) 日本語学校

令和7（2025）年4月現在、本市には12校の日本語学校があります。近年増加する留学生の受入先として、進学・就職に必要な日本語を指導する教育的活動の他、日本で生活するためのマナーやルールの指導、地域交流やボランティア活動の紹介等、生活者としての留学生を支援しています。

【実態調査】

日本語学校向けに実施した実態調査では、「生活」類型の日本語教育機関として認定を申請するかについて「認定を申請せずに、留学以外の日本学習ニーズにも対応したい（42.9%）」が最多であったことや、企業等への日本語教師紹介についても「希望する（85.7%）」回答が得られ、生活者の受入についても前向きであることがわかる結果となりました（資料編 P.14 : (2) ⑱⑳参照）。

(5) 企業等

企業等については、「日本語教育の推進に関する法律」において、事業主の責務が明示されており、外国人従業員への日本語学習に対し、学習機会の確保等に雇用企業が責任をもって取り組むことが必要です。

【実態調査】

企業等向けに実施した実態調査では、「外国人従業員を雇用する上での不安や懸念事項」について「言語等のコミュニケーション（79.6%）」が最多であったことや、約半数が採用条件として日本語能力を必須（41.6%）又は参考としている（44.2%）ことから、就労時の日本語能力の重要性がわかりました（資料編 P.18 : (3) ⑦、P.22 : (3) ㉑参照）。

(6) NPO法人等

中学校卒業までは、義務教育課程として、日本語学習の指導を受けることができますが、卒業後、高校に進学できなかった高校生年代の外国人は、日本語指導を受ける場所がないことで、進学や就職ができず、社会的に孤立してしまう恐れがあります。そのため、NPO法人等で、高校年代の外国人に対し、高校進学に向けた学習の支援や進路ガイダンスが行われています。

3 日本語学習に関する意識（外国人市民アンケート^{※5}）

市内在住の外国人住民 34,807 人を対象に実施したアンケートでは、「何のために日本語を学んでいるか」という設問に対し、「仕事をするため（87.9%）」が最も多くなっています。「日本語を学んでいない理由」についても「日本語ができるから」に次いで、「仕事で学ぶ時間がない（40.7%）」が多く（資料編 P.39：(6) ⑥⑦参照）、仕事をするために必要な日本語能力の習得及び仕事をしながら日本語を学べる環境が必要であることがわかりました。

また、「希望する日本語クラス」について「家の近くにあるクラス（72.8%）」、「休日のクラス（69.9%）」、「オンラインのクラス（56.8%）」が上位であり、日本語学習へのニーズが多様であることがわかりました（資料編 P.40：(6) ⑨参照）。

^{※5} アクションプランの改定に向け、令和 7（2025）年 2 月に外国人市民アンケートを実施しました。そのうち、「ことば」に関する質問も設けられました。

第3章 第1次計画の振り返り

1 計画の概要

(1) 計画期間

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

(2) 目指すべき姿と方向性

第1次計画では「3つの方向性」を定め、地域日本語教育推進に係る取組みを進めてきました。

<目指すべき姿（第1次計画）>

「生活者としての外国人」が、日本語で意思疎通ができるようになることにより、社会生活及び日常生活を円滑に営むことができる

【方向性Ⅰ】日本語学習機会の充実

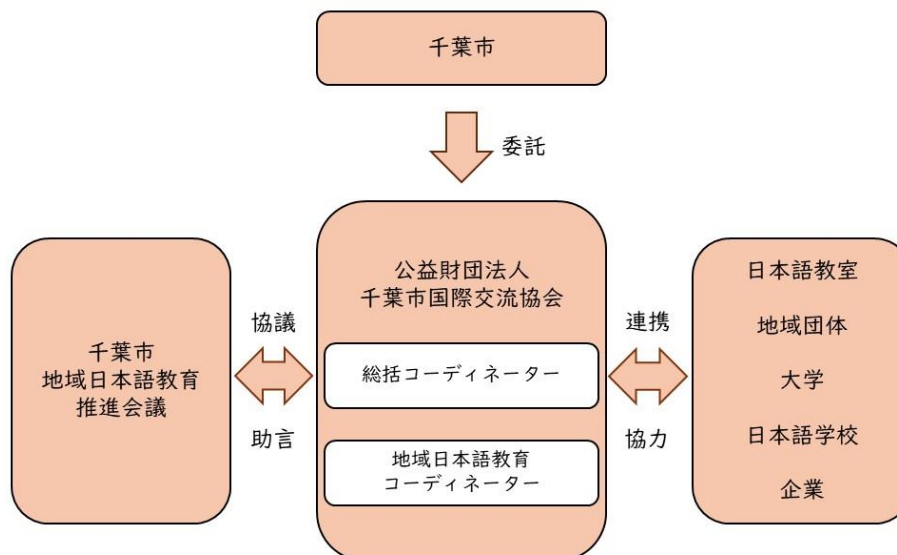
【方向性Ⅱ】地域日本語教育を担う人材の育成

【方向性Ⅲ】千葉市と各主体とのつながり強化

(3) 推進体制

協会を中心に「総括コーディネーター」及び「地域日本語教育コーディネーター」を配置し、地域や様々な主体との連携を深めました。

また、「千葉市地域日本語教育推進会議」を定期的を開催し、有識者を交えて、日本語学習に関する課題やニーズを把握するとともに、その解決策について総合的な企画調整を行いました。



2 成果と課題

【方向性Ⅰ】日本語学習機会の充実

実施内容	○国際交流プラザを拠点とした日本語コースの拡充 より多くの日本語学習機会を提供するため、「千葉市国際交流プラザ（以下、「プラザ」という）」を地域日本語教育の拠点とし、協会が実施する日本語クラスを拡充しました。
	○新たな日本語教室の開催・設置の検討 公共施設等を活用した新たな日本語教室の開催を検討しましたが、実現には至りませんでした。
	○地域の日本語教室の円滑な運営支援 市内の各日本語教室が希望する内容の研修を実施したほか、活動に係る費用の一部を助成し、各教室が円滑かつ持続的に運営できるよう支援を行いました。
	○ICT教材の活用及びオンライン講座の充実 オンデマンド日本語学習プログラムを立ち上げ、ICT教材の充実を図りました。

成果	<ul style="list-style-type: none"> 日本語学習のニーズに即したクラスの設置とカリキュラム作成を行い、協会が実施する日本語クラスを拡充したことで、多くの受講者を受け入れることができました。 「日本語教育の参照枠」※6に基づく「生活 Can do」※6を活用したことにより、生活上の課題遂行を目標に取り入れた日本語教育プログラムを策定しました。 上記プログラムをICT教材化することにより、対面での受講が難しい人に学習機会を提供できる体制を整えました。 相互理解の促進や円滑なコミュニケーションを実現するため、教育プログラムでは自己表現と生活実用の2本柱を持たせ、プログラム利用者からは「生活に役立つ」と評価を得ました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> オンデマンド日本語学習プログラムの受講者数が伸びていないこと。 新たな日本語教室の設置に向けては、運営に必要な予算及び人員の確保が難しく、具体的な取組みに結びつけられなかったこと。



協会が実施する日本語クラスの様子



オンデマンド
日本語学習
プログラムのチラシ

※6 P.16 参照

【方向性Ⅱ】 地域日本語教育を担う人材の育成

実施内容	○日本語教師の育成 日本語教師研修を実施し、日本語教育を担う人材を育成しました。
	○日本語学習支援者 ^{※7} のサポート 「日本語交流つなぎで講座」や講座修了者へのフォローアップを通し、外国人と日本人のコミュニケーションの仲介者となる「つなぎで」を育成しました。

成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和3（2021）年度に日本語教師初任者研修を実施し、地域日本語教育の拠点であるプラザで実施する日本語クラスの運営に必要な人材を育成しました。 「日本語交流つなぎで講座」の修了者においては、外国人の社会参加を支える仲介者としての理解を深め、地域における異文化コミュニケーションを支える担い手として活躍しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> つなぎで講座等の受講修了後に講座で学んだことを活かして活動したいと思いつながりながらも具体的な活動に繋がらない人がいること。



「日本語交流つなぎで講座」実施の様子

※7 地域の日本語教室や協会の日本語クラスで主に日本語教育に携わるボランティア

【方向性Ⅲ】 千葉市と各主体とのつながり強化

実施内容	○地域社会（町内自治会等）、企業・経済団体との連携 外国人が多く在籍している学校、企業等を対象に「やさしい日本語」及び「多文化理解」に関する研修を実施しました。 また、外国人と日本人が日本語によるコミュニケーションのきっかけづくりとなる日本語サロンの立ち上げ支援を行いました。
	○地域日本語教室との連携 地域日本語コーディネーターを中心に、各教室の取組状況や課題について、情報共有や意見交換を行いました。
	○大学・日本語学校との連携 市内大学の日本語教師を目指す学生との交流を行ったほか、日本語学校へ日本語交流員を紹介し、各学校で開催される行事へ参加しました。 各大学や日本語学校を交えた情報交換を行い、日本語教育や行政施策に関する各種情報を共有し、市内学生や市民の日本語学習や日本語交流の充実を図りました。
	○地域日本語教育に関する情報の整備・提供の充実 千葉市国際交流協会HP・Facebookなどを利用し、事業の広報及び成果報告を行ったほか、事業成果発信のためのリーフレットを作成・配布しました。 また、日本語学習を啓発する動画・リーフレット、支援者向けのリーフレットを作成・配信しました。

成果	・地域日本語教室や大学・日本語学校等との情報交換会を実施し、連携体制を築きました。
課題	・市や協会と企業等との連携体制が乏しいこと。

3 実績

方向性	取組み	実績（5年間累計）※予定含む
方向性 I	★国際交流プラザを拠点とした日本語コースの拡充	【受講者数】延べ1,438人
	新たな日本語教室の開催・設置検討	※設置に向けた検討を行ったが、実現には至らなかった。
	地域の日本語教室の円滑な運営支援	【研修参加者数】延べ222人
	★ICT教材の活用及びオンライン講座の充実	《オンデマンド日本語学習プログラム》A1～A2レベルの開発・運用（R6（2025）年度開始）【受講者数】延べ86人
方向性 II	日本語教師の育成	【初任者研修受講者】延べ7人
	日本語学習支援者のサポート	【つなぎで講座受講者】延べ258人 【フォローアップ研修受講者】延べ182人
方向性 III	地域社会（町内自治会等）との連携	日本語サロン立ち上げ支援 【「やさしい日本語」「多文化理解」講座受講者】延べ488人
	企業・経済団体との連携	
	地域日本語教室との連携	ヒアリング・情報交換会の実施 【実施回数】4回
	大学・日本語学校との連携	ヒアリング・情報交換会の実施 【実施回数】5回
	地域日本語教育に関する情報の整備・提供の充実	・HPやFacebookを活用した事業広報 ・事業成果報告リーフレット作成、 ・啓発動画・ちらし作成

★=「生活Cando」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組みを含むもの

【日本語教育の参照枠】^{※8}

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。地域における日本語教育においても、「日本語教育の参照枠」が示す言語教育観を踏まえることが望ましいとされています。

【生活Cando】^{※9}

日本語教育の参照枠に基づき、国内に在住する外国人が日常生活において日本語で行うことが想定される言語活動の例を示したもの。健康や消費活動、働くこと等、生活上の行為について、「～ができる」という形で記述されています。

※8 「日本語教育の参照枠 報告（文化審議会国語分科会 令和3年10月12日）」参照

※9 「地域における日本語教育の在り方について（報告）（文化審議会国語分科会 令和4年11月29日）」参照

第4章 課題と重点項目

1 主な課題

(1) 現状分析から

- ✓日本語学習希望者が可能な限り、家の近くの日本語教室に通えるよう、日本語教育の拠点や日本語クラスの開催場所の拡充が必要です。
- ✓居住地・年齢・ライフスタイル等に関わらず、誰もが日本語学習を受けられる環境整備が必要です。
- ✓企業等の中でも日本語教育が推進される等、仕事をしながら日本語を学べる環境が必要です。
- ✓地域日本語教室等、日本語教育の現場での人材不足への対応が必要です。
- ✓外国人児童生徒や高校生年代の外国人に対し、学校生活や進学に必要な日本語教育・日本語指導が必要です。

(2) これまでの取組みから

- ✓プラザを拠点とする日本語クラスの拡充やオンデマンド日本語学習プログラムの開発により、日本語学習機会の充実が図られましたが、オンデマンド日本語学習プログラムを始め、既存事業が知られておらず、受講者数が増えていない状況です。
- ✓地域における異文化コミュニケーションの仲介者となる「つなぎて」の育成を行いました。育成した人材の一部は、具体的な活動に繋がっていません。
- ✓情報交換会や研修支援、やさしい日本語・多文化理解講座を通じ、地域社会や企業等との連携体制を構築しましたが、就労者の増加傾向を踏まえ、企業等との更なる連携強化が求められます。
- ✓企業等や学校を中心とした外国人と接点のある団体を通じ、日本語教育に関する情報提供を進めていくことが求められます。

2 計画改定の重点項目

課題を踏まえ、以下を重点項目とし、計画改定を行います。



より広範囲での地域日本語教育推進を目指します。

これまでプラザを拠点とし、日本語クラス等を展開してきましたが、第1次計画期間に新たな日本語教室の実現に至らなかったことや、「家の近くのクラス」へのニーズが高いことを踏まえ、日本語教育のより広範囲への展開を目指します。



全ての世代に対して幅広く日本語教育・日本語指導を実施します。

生活者（大人）だけでなく、外国人児童生徒や義務教育を終了した高校生年代等、あらゆる世代が必要な日本語を学ぶことができる体制を目指します。



オンデマンド日本語学習プログラム等、既存事業の活用を促進します。

日本語クラス等、対面での日本語学習が難しい外国人向けにオンデマンド日本語学習プログラムを開発・運用してきましたが、利用実績が伸びていないことを踏まえ、外国人への周知と利用サポートを強化し、積極的な利用を促します。その他、協会で実施する日本語クラス等、既存事業についても併せて活用を促進していきます。



育成した人材へ活躍の場を提供するとともに、若年層や外国人等、新たな担い手の参加を促し、地域日本語教育現場の充実を図ります。

「日本語交流つなぎて講座」を修了した「つなぎて」を中心に、育成した人材に活躍の場を提供します。また、若年層や外国人の日本語教育支援の参加を促し、地域日本語教育現場の充実を図ります。



各実施主体との連携継続に加え、企業等との連携を強化します。

これまでに構築した各実施主体との連携体制を継続します。また、地域の様々な団体を通じて、外国人に対し、日本語教育に関する情報を周知します。さらに、近年就労を目的とし、日本に滞在する外国人住民が増えていることや、仕事においても一定レベルの日本語能力が求められていることも踏まえ、企業等でも日本語教育が推進されるよう企業等との連携を強化します。

第5章 推進計画

1 目指すべき姿と方向性

多様な背景を持つ人々が互いの理解を深めながら、日本語による意思疎通を円滑にすることで、誰もが地域社会の一員としていきいきと暮らし、まちの力になる

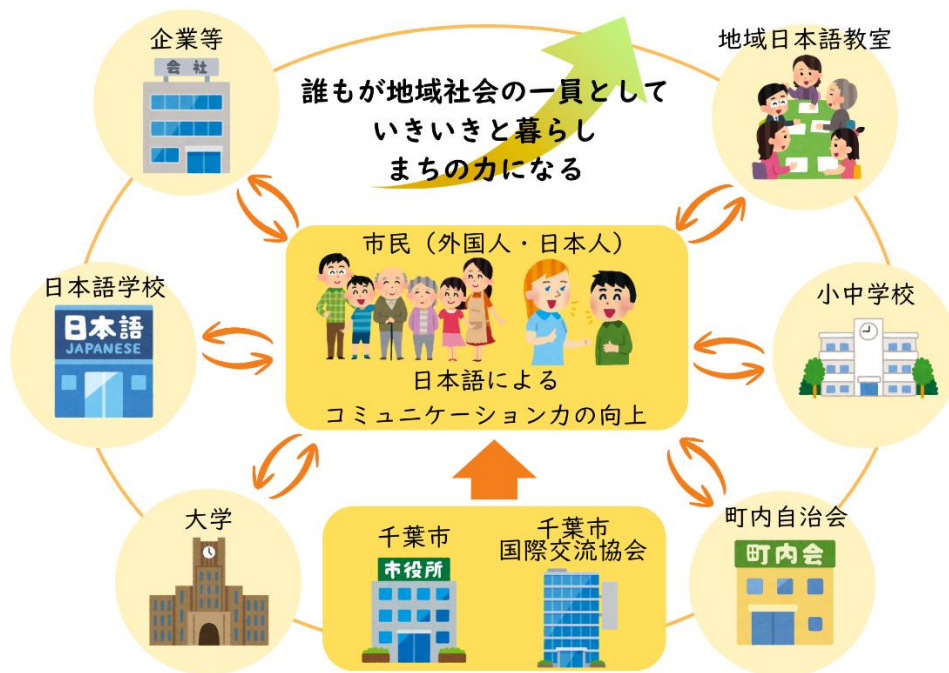
<計画の方向性>

目指すべき姿の実現に向け、これまでの取組みや課題の整理を踏まえ、3つの方向性を軸に推進計画を策定します。

【方向性Ⅰ】	多様な教育機会の創出と日本語学習の周知強化
【方向性Ⅱ】	地域日本語教育を支える人材の育成と活動支援
【方向性Ⅲ】	地域日本語教育に関わる団体の連携強化

第1次計画では、地域日本語教育の推進を本格的に着手するにあたって、「3つの方向性」を示し、主に生活者としての外国人を対象に取組みを進めてきました。第2次計画では、「新たな3つの方向性」を軸に、これまでの生活者に加え、学齢期（児童生徒）や高校生年代等、幅広い世代に対して日本語教育を進めます。

また、これまで取り組んできた日本語学習支援者の育成に加え、新たに若年層や外国人による日本語学習支援も促します。事業の実施にあたっては、地域日本語教育に関わる様々な主体との連携体制を構築します。



2 施策の体系図

目指すべき姿

多様な背景を持つ人々が互いの理解を深めながら、
日本語による意思疎通を円滑にすることで、
誰もが地域社会の一員としていきいきと暮らし、まちの力になる

方向性	取組み
方向性 I 多様な教育機会の 創出と日本語学習 の周知強化	1 拠点の拡大と日本語クラスの運営
	2 オンデマンド日本語学習プログラム利用促進
	3 オンラインによる初期日本語学習体制の確立
	4 地域日本語教室の運営支援
	5 高校生年代の日本語習得促進
	6 日本語学習を必要とする児童生徒の 日本語習得促進
	7 日本語学習に関する情報発信の強化
方向性 II 地域日本語教育を 支える人材の育成と 活動支援	1 日本語学習支援者の育成・サポート
	2 日本語学習支援者の活動促進
	3 日本語教師の育成
	4 若年層による日本語学習支援促進
	5 外国人による日本語学習支援促進
方向性 III 地域日本語教育に 関わる団体の 連携強化	1 千葉市と各主体の連携強化 ・地域日本語教室 ・企業等 ・大学・日本語学校 ・地域社会
	2 関係団体・企業同士の連携強化

3 推進計画 ◆=新規・拡充事業 ◇=継続事業

方向性Ⅰ 多様な教育機会の創出と日本語学習の周知強化

外国人の増加に伴い、学習者の属性（年齢や在留資格など）や日本語学習へのニーズが多様化しています。多様な学習者が自分のライフスタイルに合わせて柔軟に日本語を学べる体制を強化するとともに、国籍や年齢を問わず、誰もが学習機会にアクセスができる環境整備を進めます。

【生活者（就労者等）】

（1）拠点の拡大と日本語クラスの運営

プラザを拠点として日本語クラスを継続して運営していくほか、日本語学習者がより身近な場所で学習できるよう、これまでプラザに限定されていた拠点の拡大を検討し、利便性の向上を図ります。

◇日本語クラスの運営

◆拠点及びクラス開催場所の拡大 ※拡充

外国人住民の集住地区で新たに日本語クラスを開催するとともに、日本語教育に関する相談対応等も行います。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
—	準備 試行	実施	実施	実施	実施	1 か所 (新規拠点)

※実績・指標は5年間累計

（2）オンデマンド日本語学習プログラム利用促進

仕事や居住地の都合で対面学習が難しい人でも日本語を学べるよう、これまで開発したオンデマンド日本語学習プログラムを継続して実施します。学習者のニーズに合わせプログラムをアップデートするほか、多くの学習者に活用してもらえるよう、周知と利用についてのサポート体制を強化します。

◇オンデマンド日本語学習プログラムの運用と改善

（3）オンラインによる初期日本語学習体制の確立

日本に転入間もない外国人が日本語学習を通し、日本での生活にいち早く馴染めるよう、初期日本語学習のためのオンライン学習システムを新たに導入します。

◆初期日本語オンライン学習システムの導入 ※新規

来日間もない外国人住民に対して、eラーニングによる日本語学習等の機会を提供し、地域社会での円滑なコミュニケーションを促進します。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
—	準備 実施	実施	実施	実施	実施	5,000人 (受講者数)

※実績・指標は5年間累計

(4) 地域日本語教室の運営支援

日本語学習のほか、外国人と地域の人々とのつながりが生まれる居場所ともなっている地域日本語教室に対し、研修の実施や活動費用の一部助成を通じた運営支援を行うほか、地域日本語教育コーディネーターによるサポートを行います。

◇地域日本語教室への研修支援

◇活動費用の助成（国際交流・国際協力団体活動助成）

【高校生年代】

(5) 高校生年代の日本語習得促進

高校での学習に必要な日本語能力が不足している高校生年代の外国人を対象に、高校への進学及び卒業に必要な日本語を学ぶことができる体制を整えます。

◆高校生年代向け夏季集中日本語講座 **※新規**

高校生年代の外国人を対象に夏休み期間を活用し、参集型の日本語講座を開催します。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
—	準備 実施	実施	実施	実施	実施	15回 (実施回数)

※実績・指標は5年間累計

【小中学校（児童生徒）】

（6）日本語学習を必要とする児童生徒の日本語習得促進

日本語学習を必要とする外国人児童生徒が学校生活に馴染み、円滑な日本語指導を受けられるよう、新たにプレクラスを設置するとともに、学校内の指導体制を強化します。

◇学校内日本語指導

- ・外国人児童生徒等日本語指導担当教員

日本語指導が必要な児童生徒数が多い市内小中学校に外国人児童生徒等日本語指導担当教諭を配置します。

- ・外国人児童生徒指導協力員

日本語指導が必要な児童生徒は在籍する小中学校を訪問し、児童生徒の母語を通じて日本語学習や教科学習、面談等のサポートを行います。

- ・千葉県日本語通級指導教室

日本語指導を必要とする生徒（中学生）に対して、学習言語習得のための日本語指導を行います。真砂、真砂教室サテライト、千城台東の3校で実施します。

- ・ボランティア団体による日本語学習

少数言語を母語とする児童生徒や、学校内での日本語教育が十分でない児童生徒を対象とし、ボランティアによる日本語指導を行います。

◆プレクラスの設置 ※新規

日本に入国直後の外国人児童生徒に対し、初期日本語指導を一元的に行うプレクラスを設置します。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
—	検討	実施	実施	実施	実施	開設

※実績・指標は5年間累計

【周知】

(7) 日本語学習に関する情報発信の強化

協会ホームページやリーフレットを通じて、市内の日本語教育に関する情報発信を行います。また、企業等に対する情報提供や周知を強化するほか、新たに外国人と接点のある団体へも地域日本語教育に関する情報を提供します。

◇ホームページでの情報発信

◇リーフレットの作成・配布

◆企業等に対する情報提供と周知 **※拡充**

協会で開催する日本語クラスや地域日本語教室を中心とした日本語教育に関する情報を定期的に企業等へ提供します。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
1回 (周知回数)	実施	実施	実施	実施	実施	20回 (周知回数)

※実績・指標は5年間累計

◆外国人と接点のある団体との連携・情報提供 **※新規**

自治会、小中学校、保育所・幼稚園等、外国人と接点のある団体との連携を強化し、各団体における課題やニーズに応じた日本語教育に関する情報を提供し、共に課題を解決していきます。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
—	準備	実施	実施	実施	実施	20回 (周知回数)

※実績・指標は5年間累計

方向性Ⅱ 地域日本語教育を支える人材の育成と活動支援

外国人の増加に伴う日本語学習者の増加に対応するため、市内の小中学校や地域日本語教室などで不足している指導員や運営スタッフを発掘・育成し、活躍の場を提供・紹介するとともに、若年層や外国人による日本語学習支援を促します。また、日本語教育専門人材を確保・活用することで、日本語教育の充実と支援者の負担軽減を図り、地域日本語教育を長期的に支える体制を整えます。

(1) 日本語学習支援者の育成・サポート

プラザや地域日本語教室のほか、職場や生活の場において外国につながる市民をサポートし、地域住民等との仲介者となる「つなぎて」を育成します。また、より多くの講座修了者が実際に活動を始められるよう、フォローアップも行います。

- ◇日本語交流つなぎで講座の開催
- ◇フォローアップ研修の開催

(2) 日本語学習支援者の活動促進

「日本語交流つなぎで講座」修了者等、育成した人材の活躍の場の創出や地域日本語教室等の支援活動充実のため、日本語学習支援者に対し、積極的な情報提供を行います。

◆日本語学習支援者への活動場所の紹介 ※拡充

「日本語交流つなぎで講座」修了者を中心にメーリングリスト等を活用して、活動場所を定期的に紹介します。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
—	実施	実施	実施	実施	実施	20回 (周知回数)

※実績・指標は5年間累計

(3) 日本語教師の育成

人材不足への対応や新たに設置する日本語クラスを担当する教師を育成するため、日本語教師向け研修を実施します。

- ◇日本語教師向け研修

(4) 若年層による日本語学習支援促進

市内大学と連携し、地域日本語教育の現場への大学生の参加を目指します。

◆大学生の学校内日本語指導への参加

主に教員や日本語教師を目指す大学生を中心に、日本語学習を必要とする児童生徒への学校内日本語指導の支援者としての参加を促します。実施にあたっては、市内の大学と連携体制を構築します。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
—	準備 試行	実施	実施	実施	実施	12人 (支援者数)

※実績・指標は5年間累計

(5) 外国人による日本語学習支援促進

外国人による、母語を介した支援者を育成します。主に初期学習者をサポートする日本語学習支援者を育成します。

◆外国人支援者の発掘 **※新規**

協会での日本語クラスを終了した外国人に対し、日本語学習支援者になれるよう働きかけを行います。グループ学習等、入門学習を行うクラスへの参加を促します。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
—	準備 試行	実施	実施	実施	実施	4人 (支援者数)

※実績・指標は5年間累計

方向性Ⅲ 地域日本語教育に関わる団体の連携強化

市と市内の日本語教育に関わる団体との連携及び各団体同士の連携を継続・強化し、【方向性Ⅰ】【方向性Ⅱ】の取組みを着実に進めていきます。

(1) 千葉市・千葉市教育委員会と各主体の連携強化

【地域日本語教室との連携】

市内各地域日本語教室の取組状況や課題を共有し、連携・協働体制を継続します。また、人材不足を始めとする教室運営の課題を解決するため、人材の紹介や財政支援等運営全般に関する助言や研修支援を行います。

◇情報交換会の実施

【企業等との連携】

企業に所属する従業員も日常生活の場面では日本語によるコミュニケーションが必要になることから、企業等の担当者に対する研修や企業等を通じた情報提供や体験会を行い、日本語教育の重要性について理解を促します。また、各企業と連携した日本語教室の取組みを実施します。

◆日本語教育に関する企業担当者向け研修 **※拡充**

外国人従業員を雇用する企業等に対して、協会職員が出向き、日本語教育ややさしい日本語に関する研修を行います。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
—	準備 試行	実施	実施	実施	実施	12回 (実施回数)

◆企業と連携した日本語クラスの開催検討 **※新規** ※実績・指標は5年間累計

企業からの協力・協賛を受けて、企業等に所属する従業員を対象とした日本語クラスを開催します。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
—	準備	試行	実施	実施	実施	6回 (実施回数)

※実績・指標は5年間累計

- ◆企業等に対する情報提供と周知 ※拡充 (再掲)

【大学・日本語学校との連携】

情報交換会を実施し、日本語教育や行政施策に関する情報を共有するとともに、各団体の知識・人材・ノウハウを活用し、地域の日本語教育体制の充実を図ります。

◇情報交換会の実施

◇やさしい日本語講座の開催

- ◆大学生の学校内日本語指導への参加 ※新規 (再掲)

【地域社会との連携】

市民主体の日本語習得促進や地域での交流活動を支援するため、地域日本語教育コーディネーターによるサポートの下、日本語サロン立ち上げに向けた講座を実施します。また、外国人と接点のある団体との連携を強化していきます。

◇やさしい日本語講座の開催 (再掲)

- ◆日本語サロン立ち上げ支援 ※拡充

日本人と外国人が日本語での会話を通じて気軽に交流できるサロンが地域主体で開催されるよう、立ち上げに向けた講座を実施します。

実績	R 8	R 9	R10	R11	R12	指標
3回 (実施回数)	実施	実施	実施	実施	実施	15回 (実施回数)

※実績・指標は5年間累計

- ◆外国人と接点のある団体との連携・情報提供 ※新規 (再掲)

(2) 関係団体・企業相互の連携強化

千葉市地域日本語教育推進会議を軸に、関係団体相互のつながりを深め、日本語教育に関する情報を共有します。各団体が連携した取組みを実施できるよう連携体制を継続します。

4 推進体制

総合的な推進体制

第1次計画に引き続き、以下の推進体制を整備し、千葉市及び協会が中心となり、総合的に取組みを進めます。

(1) 千葉市地域日本語教育推進会議（総合調整会議）の運営

市・国際交流協会・域内企業・地域団体・日本語教室・日本語学校等、日本語教育の主体となる者やその他有識者で構成される総合調整会議を開催します。各主体同士が連携しながら、本市の地域日本語教育に係る総合的な企画・調整を行います。

(2) 総括コーディネーターの配置

本計画の方向性に基づき、事業全体の企画・調整を行います。

(3) 地域日本語教育コーディネーターの配置

日本語教育プログラムの運用・改善、日本語クラスや人材育成研修の実施・改善、日本語学習相談や広報を行うほか、地域の日本語教育教室や関係各機関との連携を担います。

本市の地域日本語教育に関わる各主体の役割

(1) 千葉市

- ・組織横断的に各局区や教育委員会と連携を図りながら、地域日本語教育の推進に取り組み、日本語学習を必要とする全ての人が日本語教育機会を受けられる環境を作ります。
- ・本計画に基づく様々な関係団体等が行う取組みに対する支援・助言を行います。

(2) 公益財団法人千葉市国際交流協会

- ・市における地域日本語教育の拠点として、千葉市や本計画に基づく様々な関係団体等との連携を図りながら地域日本語教育の推進に関する取組みを実施します。
- ・日本語教育と並んで、外国人の生活に関する情報提供・相談窓口としての役割を担います。
- ・地域においても日本語を通じた円滑なコミュニケーションが進むよう取組みを実施することにより、全ての市民がいきいきと暮らすことのできる環境づくりを行います。

(3) 千葉市教育委員会

- ・外国人児童生徒等が学校や日常生活において必要となる日本語を円滑に学べる環境の整備を進めます。

(4) 地域日本語教室

- ・外国人が地域との交流を通して日本語でのコミュニケーションに慣れ、生活に関する情報を得たりすることができるほか、身近な居場所としての役割が期待されます。
- ・教室というコミュニティを通じて助け合えることで安心・安全につながるよう、セーフティネットとしての機能が期待されます。
- ・教室参加を通して、地域イベントや他の地域団体の活動参加につながるなど、地域参画のきっかけが増すことが期待されます。

(5) 大学・日本語学校

- ・留学生等に対し、進学や就職等を目的とした日本語教育を行います。
- ・生活における日本語学習ニーズへの対応へのサポートも期待されます。
- ・大学・日本語学校が有する専門知識や人材を地域日本語教育のために共有することが期待されます。

(6) NPO法人等

- ・日本語能力等の不足により進学が困難な外国につながる若者が、進学に必要な基礎学習を経て、高校等へ進学し、社会の一員となれるよう支援することが期待されます。

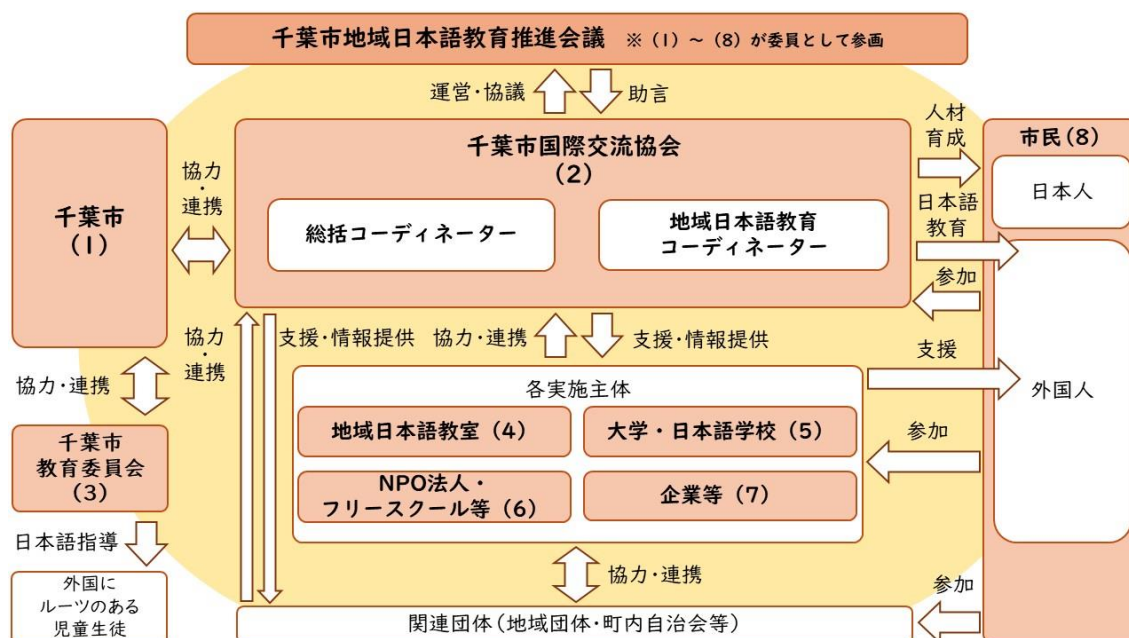
(7) 企業等

- ・「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和7年9月5日閣議決定）」においても、事業主の責務が明示されていることから、外国人従業員が日本語学習機会を十分に得ることができるよう、企業が責任を持って支援することが求められます。
- ・日本語学習を必要とする従業員とその家族に対し、業務上や生活に必要な日本語を学習する後押しをすることが望まれます。
- ・日本語能力が十分ではない従業員とのコミュニケーションについての理解を深めることが望まれます。

(8) 市民

- ・全ての市民が安心・安全にいきいきと生活ができるよう、生活に必要な日本語能力を身につけることが期待されます。
- ・全ての市民が互いの言語・文化に関する理解を深めて、共に地域づくりに参加することが望めます。
- ・対話をする相手の日本語理解度に合わせて、「やさしい日本語」を使用する等、日本語に慣れていない人とも円滑にコミュニケーションができるよう配慮することが望めます。
- ・日本語や日本の生活様式に慣れていない外国人に対し、生活や仕事の様々な場面において地域と繋ぐ「仲介」の役割を果たすことが望めます。

【推進体制図】



付録 千葉市地域日本語教育推進会議委員名簿

本計画の策定にあたり、学識経験者、地域日本語教育の実務者及び外国籍市民の方々にご参画いただいた「千葉市地域日本語教育推進会議」の開催を通じ、委員の皆様からのご助言をいただきました。計画策定にご協力いただいた皆様に、心から御礼申し上げます。

(敬称略：50音順)

氏名	所属
江川 園美	千葉商工会議所
小川 早苗	双葉外語学校
玄 香花	市民
小石 伸一	千葉市教育委員会事務局学校教育部教育指導課
小林 稔子	美浜こどもにほんご教室
佐藤 茂	博興建設株式会社
志保澤 剛	千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
寺井 隆	千葉市市民局市民自治推進部国際交流課
徳永 あかね	神田外語大学
中村 文香	公益財団法人千葉市教育振興財団 公民館管理室
新倉 涼子	国立大学法人千葉大学
堀 康二	ベイタウン日本語教室
前原 寛和	社会福祉法人初穂会ほっとスペース稲毛ペコリーノ
三浦 テュイ	市民
三橋 千恵子	NPO法人多文化フリースクールちば
宮下 雅美	千葉モードビジネス専門学校